

廃業と事業再生

— 4月号から引き続き、標題についてのレポートをお届けします。

第2回
(完)

弁護士
かな口 崇

岐阜商工会議所専門家研究会(ぎふ専研)

当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家25名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

2 廃業

4月号では、破産とはどういう制度かについて述べましたが、今回は、その注意点から述べます。

(3) 注意すべき点

破産申立は、債権者の立場からは非常に迷惑なことです。しかし、債務者が、返済できない状況の中、ずるずると何の対応もしないのは債権者にとってはもっと迷惑なことです。どのみち返済ができないのであれば、きちんと破産申立という形でけじめをつける方が適切ともいえます。なぜなら、破産制度は、

非常に透明かつ公平に作られているため、債権者はこれにより債権者に適切な説明を行うべきだからです。

そこで、破産においては、いくつか注意すべき点があります。例えば、支払ができない状況の中、特定の債権者(例えば、妻や親戚)にだけ返済することは禁止されます。また、同様に、財産を誰かに無償で譲渡することなども禁止されます(細かい要件は、必要があれば弁護士等に確認してください)。それらは、いずれも不公平で、債権者の納得を得られないからです。他に注意すべき点として、破産申立の際の費用があります。

なるでしょう。しかし、症状が重くなってくると、この対応では足らず、金融機関に返済を猶予してもらうなどの対応が必要となるでしょう(いわゆるリスケジュール)。更に症状が重くなると(例えば、何十年がんばっても到底返済しきれないほどの負債がある場合)、負債をカットしてもらう必要があるでしょう(「貸借対照表」の改善)。

債務をカットする方法は、いわゆる「民事再生」の他、「私的整理」という方法もあります。前者は、裁判所に申立をするため、通常関係者にその事実が分かっています。また、金融債権者に対する債務のみならず買掛金(一般の取引先に対する債務)も手続に取り込むことになります。そのため、事業に対する影響が大きく、事業再生の手法としては、通常最後の手段と考えられるでしょう。私的整理は、一般的に、秘密裏に行い、金融債権者に対する債務のみを対象とし、買掛金を対象としません。そのため、民事再生より事業に対する影響が小さく、一般論としていえば、可能であればこの方法が採用されるべきです。私的整理の最大の問題は、

通常、対象債権者(金融機関)の全員同意がなければ成立しないということです(民事再生は多数決です)。

(2) 留意点

ここでは、誌面の関係上2点のみを指摘するにとどめます。一つは、相談者の中には、事業再生を開始すると誰かが資金繰りを補ってくれると考えている方がいらつしやいますが、そのようなことはありません。資金は自ら補う必要があります(しかし、厳しい状況の中、資金を貸してくれる先は少ないですね?)、従って、資金が底についているようでは事業再生は極めて困難です。もう一つは、事業に価値がなければ事業再生は困難であるということです。事業に価値があるかどうかは、一般に収益性があるかどうかによることになるでしょう。従って、利益が出ていない事業の場合、損益の改善により利益が出る体質にしていかなければなりません。しかし、そのような努力をしてもなお利益が出ないようであれば、事業再生は難しいということです。

4 最後に

2回に渡って、「廃業と事業再生」について述べてきましたが、皆さんは、いざというときのために、最低限の知識でよいので、ある程度正確な理解をしておいてください。後は、これを頭の片隅において普段の事業に積極的に励んでください！ (元)

	裁判所の利用	廃業	事業再生
方法	利用する	破産 特別清算	民事再生
	利用しない	通常清算 任意整理	損益の改善 私的整理

弁護士
かな口 崇氏

●プロフィール
カナクチ タカシ
「かなくち経営法律事務所」を設立。
中小企業支援は関係者の連携なくして不可能との考えから、各地の商工会、商工会議所、各士業者と連携して中小企業支援を行っている。